

農整第804号  
平成28年2月5日

(一社)富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について

このことについて、農林水産部が所管する建設工事の品質を確保するため、下記のとおり取り扱うこととしたので送付します。

記

- 1 監督員は、「受注者が東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合は、受注者が指定した第三者機関によって作成された品質証明書類を提出し、監督員の確認を得る旨」を特別仕様書に記載する(別紙参照)。
- 2 平成28年2月15日以降に作成する設計書から適用する。

事務担当 農村整備課技術管理係  
TEL 076-444-3836

## 特別仕様書記載例

## 第〇条 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお受注者は、品質証明にあたって実施すべき試験及び検査、並びに製品に応じて必要な規格について調査した上で監督員と協議すること。

(試験名と計測項目の例)

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

## 第〇条 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

## 別表

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である

(参考) 東洋ゴム化工品(株)の製品情報

<http://www.toyo-ci.co.jp/product/>